各介護サービス事業所 管理者 殿

久留米市長 原口 新五 (健康福祉部介護保険課)

令和6年度介護職員処遇改善加算等の実績報告の提出について(通知)

このことについて、厚生労働省の「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月15日 老発0315第2号)で示されているとおり、加算を算定した介護サービス事業所等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員等処遇改善加算等実績報告書を都道府県知事等に提出することとされています。

つきましては、令和6年度の最終の加算の支払月が本年5月となるため、7月31日(木)が 実績報告書の提出期限となりますので、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいた します。

記

1 提出期限

## 令和7年7月31日(木)(必着)

※締切間際に郵送された場合、期日に間に合わない可能性がありますので、余裕を持ってお願いします。

2 提出書類

別紙様式3-1、別紙様式3-2、別紙様式3-3 ※令和6年6月以降しか加算を算定していない場合は、別紙様式3-1及び3-3

3 提出先

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3 久留米市健康福祉部介護保険課 育成・支援チーム

4 ホームページのURL (詳細は市ホームページで確認及びダウンロードできます) 久留米市公式ホームページ→トップページ上段の「健康・医療・福祉」→下段の「高齢者支援・介護保険」→事業計画などの高齢者支援・介護保険 申請書」→介護保険(事業者向け) の「7-5. 令和6年度介護職員処遇改善加算等に関する実績報告書」(中段に「申請書(様式ダウンロード)」に様式を掲載しています。)

リンク先はこちら

https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9045kaigo/3020shinsei/2013-0603-1320-494.html

## 5 留意事項

- ・(別紙様式3)介護職員等処遇改善加算等実績報告書(令和6年度)の介護職員処遇改善加 算等総額は、令和6年4月から令和7年3月サービス提供分(令和6年6月から令和7年 5月支払分)の保険請求分に係る加算額(利用者負担分を含む)と区分支給限度基準額を 超えたサービスに係る加算額を合算した額の総額の記載をお願いします。
- ・介護職員処遇改善加算等の算定要件として、<u>賃金改善額が加算による収入額を上回ることが必要です。</u>加算による収入を下回る場合は要件を満たしていないことになり、差額の返還ではなく**全額返還**も考えられますので、<u>介護職員処遇改善加算等による収入は必ず全額</u>を賃金改善に充ててください。
- ・実績報告書は、届出の区分(事業所単位、法人単位)と一致する必要があります。(例:前回の加算の届出を事業所単位で行った場合、実績報告書も事業所単位で行う必要があります。)
- ・複数の事業所をまとめて届出している事業所の中に、<u>久留米市の所管以外の事業所が含まれる場合(例:事業所の所在地が久留米市以外の事業所)</u>は、その事業所を所管する保険者にも実績報告の提出が必要になります。
- ・「福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算 (障害者福祉課)」と間違えないよう ご注意ください。

お問い合わせ先

久留米市健康福祉部介護保険課 育成・支援チーム (担当:高尾・田中・三根) TEL 0942-30-9247 FAX 0942-36-6845

メール: kaigo@city. kurume. lg. jp